青森市指定障害福祉サービス事業者等　自主点検表・指導調書

【指定施設入所支援】

|  |  |
| --- | --- |
|  | （自己点検表作成日：　令和　　　年　　　月　　　日　） |
| 事業者名（法人等） |  | 施設名 |  |
| 昼間実施サービス | 生活介護　/　自立訓練（機能）　/　自立訓練（生活）　/　就労移行支援　/　就労継続支援Ｂ型　　※該当箇所に“○” |
| 短期入所実施の有無 | 無　・　有　（　併設型　/　空床利用型　/　単独型　）　　※該当箇所に“○” |
| 記入者・担当者 | （職名）　　 | （氏名）　　 |
| E-mailアドレス |  | 連絡先電話番号 |  |
| ※市担当者記入欄 | 実地指導実施日：　令和　　　年　　　月　　　日　 |

■記載上の注意

・各項目については、実地指導の実施年月の前月初日現在の状況で点検を行い、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。

・また、特に補足することがある場合は、余白に記載又は適宜様式（任意様式）を追加してください。

**※昼間実施サービス（施設入所支援以外の施設障害福祉サービス）の報酬に係る点検に当たっては、該当する指定障害福祉サービス事業に係る自主点検表の「第６　介護給付費等の算定及び取扱い」のページを使用し、添付してください。**

■用語の略称

・条例：青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第76号）

・最低基準条例：青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第80号）

・法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

・法施行規則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

・平18厚告第523号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

・平18厚告第541号：厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成18年厚生労働省告示第541号）

・平18厚告第543号：厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

・平18厚告第544号：指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

・平18厚告第551号：厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）

・平18厚告第553号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号）

・平18厚告第556号：厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）

・平23厚告第378号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第378号）

青森市　R5.7.5改定

第１　基本方針

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　基本方針 | （１）利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 | ・条例第4条第2項 | □適□不適 |
| （２）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | ・条例第4条第3項 | □適□不適 |
| （３）設置者及び従業者は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないか。 | ・条例第5条 | □適□不適 |

第２　人員に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　生活介護を行う場合 | （１）医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。 | ・条例第6条第1項第2号 | □適□不適□該当なし |
| （２）看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）の数は、生活介護の単位ごとに1以上となっているか。 | ・条例第6条第1項第3号 | □適□不適□該当なし |
| （３）理学療法士又は作業療法士（これらの者を確保することが困難な場合にあっては、機能訓練指導員）の数は、生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数となっているか。 | ・条例第6条第1項第4号 | □適□不適□該当なし |
| （４）生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに1以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。 | ・条例第6条第1項第5号 | □適□不適□該当なし |
| （５）（２）の看護職員、（３）の理学療法士又は作業療法士及び（４）の生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の①及び②に掲げる数を合計した数以上となっているか。①アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数ア　平均障害支援区分が4未満　　　　　利用者の数を6で除した数以上イ　平均障害支援区分が4以上5未満　　利用者の数を5で除した数以上ウ　平均障害支援区分が5以上　　　　　利用者の数を3で除した数以上②厚生労働大臣が別に定める者の数を10で除した数※利用者の数：前年度の平均値（新規に開始するにあっては推定値）。以下同じ。※平均障害支援区分：{（2×区分2の利用者）＋ ・・・ ＋（6×区分6の利用者）}÷総利用者数※厚生労働大臣が別に定める者…平18厚告第553号第3号参照 | ・条例第6条第2項・平18厚告第553号第3号 | □適□不適□該当なし |
| （６）サービス管理責任者の数は、次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じた数以上を配置し、うち1名以上を常勤としているか。①利用者の数が60以下：1人②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数※常勤のサービス管理責任者を配置している事業所においては、第４の18（２）～（４）の業務をサービス管理責任者基礎研修修了者に行わせることができ、配置数に当該サービス管理責任者基礎研修修了者を含むことができる。 | ・条例第6条第1項第6号 | □適□不適□該当なし |
| １　生活介護を行う場合 | （７）サービス管理責任者は、次の①及び②の資格要件のいずれも満たしているか。①次の1)から3)のいずれかの実務経験を積んでいる者（実務経験者）。1)ア及びイ－１の期間が通算して5年以上である者2)イ－２の期間が通算して8年以上である者3)ア及びイの業務に3年以上かつ下記の国家資格による業務に3年以上従事する者ア　下記の相談支援の業務に従事した期間ⅰ　施設等において相談支援業務に従事する者ⅱ　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務に従事する者ⅲ　特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者ⅳ　次のいずれかに該当する者で、医療機関等において相談支援に従事する者・社会福祉主事任用資格を有する者　・相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者・下記の国家資格を有する者　・ⅰ～ⅲに従事した期間が1年以上である者ⅳ　これらに準ずる者イー１　社会福祉主事任用資格者等が次の直接支援業務の業務に従事した期間イ－２　社会福祉主事任用資格者等でない者が次の直接支援業務に従事した期間ⅰ　施設及び医療機関等において介護業務に従事する者ⅱ　特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者ⅲ　特別支援学校における職業教育の業務に従事する者ⅳ　これらに準ずる者②サービス管理責任者更新研修修了者（サービス管理責任者実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、サービス管理責任者更新研修修了者とみなす）。※国家資格：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士※社会福祉主事任用資格者等：社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員※旧サービス管理責任者研修修了者については、令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者とみなす。※①の実務経験者が令和4年3月31日までにサービス管理責任者基礎研修修了者となった場合は、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間は、サービス管理責任者とみなす。※やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた事業所等においては、当該事由の発生した日から1年間は①の実務経験者が②の要件を満たしているものとみなす。 | ・平18厚告第544号 | □適□不適□該当なし |
| ２　自立訓練（機能訓練）を行う場合 | （１）看護職員の数は、1以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。 | ・条例第7条第1項第2号 | □適□不適□該当なし |
| （２）理学療法士又は作業療法士（これらの者を確保することが困難な場合にあっては、機能訓練指導員）の数は、1以上となっているか。 | ・条例第7条第1項第3号 | □適□不適□該当なし |
| ２　自立訓練（機能訓練）を行う場合 | （３）生活支援員（（４）に掲げる生活支援員を除く）の数は1以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。 | ・条例第7条第1項第4号 | □適□不適□該当なし |
| （４）利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）を提供する場合にあっては、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1以上配置しているか。 | ・条例第7条第1項第5号 | □適□不適□該当なし |
| （５）（１）の看護職員、（２）の理学療法士又は作業療法士及び（３）の生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 | ・条例第7条第2項 | □適□不適□該当なし |
| （６）サービス管理責任者の数は、次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じた数以上を配置し、うち1名以上を常勤としているか。①利用者の数が60以下：1人②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数※常勤のサービス管理責任者を配置している事業所においては、第４の18（２）～（４）の業務をサービス管理責任者基礎研修修了者に行わせることができ、配置数に当該サービス管理責任者基礎研修修了者を含むことができる。 | ・条例第7条第1項第6号 | □適□不適□該当なし |
| （７）サービス管理責任者は、１（７）の資格要件を満たしているか。 | ・平18厚告第544号 | □適□不適□該当なし |
| ３　自立訓練（生活訓練）を行う場合 | （１）生活支援員（健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を置く場合にあっては、生活支援員及び看護職員）の数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。また、看護職員を置く場合にあっては、生活支援員及び看護職員をそれぞれ1以上としているか。 | ・条例第8条第2号 | □適□不適□該当なし |
| （２）生活支援員（（３）に掲げる生活支援員を除く）のうち、１人以上は常勤となっているか。 | ・条例第8条第2号 | □適□不適□該当なし |
| （３）利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）を提供する場合にあっては、（１）に規定する員数の従業員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1以上配置しているか。 | ・条例第8条第3号 | □適□不適□該当なし |
| ３　自立訓練（生活訓練）を行う場合 | （４）サービス管理責任者の数は、次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じた数以上を配置し、うち1名以上を常勤としているか。①利用者の数が60以下：1人②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数※常勤のサービス管理責任者を配置している事業所においては、第４の18（２）～（４）の業務をサービス管理責任者基礎研修修了者に行わせることができ、配置数に当該サービス管理責任者基礎研修修了者を含むことができる。 | ・条例第8条第4号 | □適□不適□該当なし |
| （５）サービス管理責任者は、１（７）の資格要件を満たしているか。 | ・平18厚告第544号 | □適□不適□該当なし |
| ４　就労移行支援を行う場合 | （１）職業指導員及び生活支援員の数は、それぞれ1以上となっているか。また、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上（認定指定障害者支援施設にあっては、10で除した数以上）となっているか。また、職業指導員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤となっているか。 | ・条例第9条第1項第2号、第2項 | □適□不適□該当なし |
| （２）就労支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。 | ・条例第9条第1項第3号 | □適□不適□該当なし |
| （３）サービス管理責任者の数は、次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じた数以上を配置し、うち1名以上を常勤としているか。①利用者の数が60以下：1人②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数※常勤のサービス管理責任者を配置している事業所においては、第４の18（２）～（４）の業務をサービス管理責任者基礎研修修了者に行わせることができ、配置数に当該サービス管理責任者基礎研修修了者を含むことができる。 | ・条例第9条第1項第4号 | □適□不適□該当なし |
| （４）サービス管理責任者は、１（７）の資格要件を満たしているか。 | ・平18厚告第544号 | □適□不適□該当なし |
| ５　就労継続支援B型を行う場合 | （１）職業指導員及び生活支援員の数は、それぞれ1以上となっているか。また、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。また、職業指導員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤となっているか。 | ・条例第10条第1項第2号、第2項 | □適□不適□該当なし |
| ５　就労継続支援B型を行う場合 | （２）サービス管理責任者の数は、次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じた数以上を配置し、うち1名以上を常勤としているか。①利用者の数が60以下：1人②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数※常勤のサービス管理責任者を配置している事業所においては、第４の18（２）～（４）の業務をサービス管理責任者基礎研修修了者に行わせることができ、配置数に当該サービス管理責任者基礎研修修了者を含むことができる。 | ・条例第10条第1項第3号 | □適□不適□該当なし |
| （３）サービス管理責任者は、１（７）の資格要件を満たしているか。 | ・平18厚告第544号 | □適□不適□該当なし |
| ６　施設入所支援を行う場合 | （１）生活支援員の数は、施設入所支援の単位ごとに、次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じた数以上を配置し、うち1名以上を常勤としているか。①利用者の数が60以下　1以上②利用者の数が61人以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えた得た数以上 | ・条例第11条第2号 | □適□不適 |
| （２）自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員の数は、1以上となっているか。 | ・条例第11条第3号 | □適□不適□該当なし |
| （３）サービス管理責任者は、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。 | ・条例第11条第4号 | □適□不適 |
| ７　共通 | （１）１から６までの従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者となっているか。※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | ・条例第12条第1項 | □適□不適 |
| （２）専らその業務に従事する常勤の管理者（施設長）を配置しているか。※原則として専従であること。ただし、当該施設の管理業務に支障がない場合は、以下の職務を兼務できる。①当該施設の他の業務②当該施設以外の事業所、施設等の職務。 | ・条例第6条第1項第1号、第7条第1項第1号、第8条第1項第1号、第9条第1項第1号、第10条第1項第1号、第11条第1項第1号、第12条第2項 | □適□不適 |
| ７　共通 | （３）管理者（施設長）は下の資格要件のいずれかを満たしているか。①社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格）。②社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者。③これらと同等以上の能力を有すると認められる者。※社会福祉法第19条　社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。一　学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者二　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者三　社会福祉士四　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者五　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの※社会福祉法施行規則第1条の2　社会福祉法第19条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。一　精神保健福祉士二　学校教育法に基づく大学において、法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 | ・最低基準条例第6条 | □適□不適 |
| ８　複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数 | （１）複数の昼間実施サービスを行う場合、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、１（４）、２（１）及び２（３）、３（２）、４（１）並びに５（１）の規定（常勤の従業者の員数に関する部分に限る。）にかかわらず、当該施設において提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。 | ・条例第14条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）複数の昼間実施サービスを行う場合、１（６）、２（６）、３（４）、４（３）及び５（２）の規定にかかわらず、サービス管理責任者の員数を、次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じた数以上を配置し、うち1名以上を常勤とすることができる。①利用者の数が60以下　1以上②利用者の数が61人以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えた得た数以上※常勤のサービス管理責任者を配置している事業所においては、第４の１８（１）～（３）の業務をサービス管理責任者基礎研修修了者に行わせることができ、配置数に当該サービス管理責任者基礎研修修了者を含むことができる。 | ・条例第14条第2項 | □適□不適□該当なし |
| ９　従たる事業所の設置に関する特例 | （１）当該施設における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事しているか。 | ・条例第15条第1項、第2項 | □適□不適□該当なし |

第３　設備に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　設備 | （１）指定障害者支援施設には、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。※相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。 | ・条例第16条第1項、第4項 | □適□不適 |
| ２　訓練・作業室 | （１）訓練・作業室は、専ら当該指定障害者支援施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであるか。※利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 | ・条例第16条第2項第1号 | □適□不適 |
| （２）訓練・作業室は、訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 | □適□不適 |
| （３）訓練・作業室は、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | □適□不適 |
| ３　居室 | （１）一の居室の定員は、四人以下とされているか。 | ・条例第16条第2項第2号 | □適□不適 |
| （２）居室は、地階に設けられていないか。 | □適□不適 |
| （３）居室の利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上であるか。 | □適□不適 |
| （４）居室には、寝台又はこれに代わる設備が備えられているか。 | □適□不適 |
| （５）居室の一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられているか。 | □適□不適 |
| （６）居室には、必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備が備えられているか。 | □適□不適 |
| ３　居室 | （７）居室には、ブザー又はこれに代わる設備が設けられているか。 | ・条例第16条第2項第2号 | □適□不適 |
| ４　食堂 | （１）食堂は、食事の提供に支障がない広さを有しているか。 | ・条例第16条第2項第3号 | □適□不適 |
| （２）食堂には、必要な備品が備えられているか。 | □適□不適 |
| ５　浴室 | （１）浴室は、利用者の特性に応じたものとなっているか。 | ・条例第16条第2項第4号 | □適□不適 |
| ６　洗面所 | （１）洗面所は、居室のある階ごとに設けられているか。 | ・条例第16条第2項第5号 | □適□不適 |
| （２）洗面所は、利用者の特性に応じたものとなっているか。 | □適□不適 |
| ７　便所 | （１）便所は、居室のある階ごとに設けられているか。 | ・条例第16条第2項第6号 | □適□不適 |
| （２）便所は、利用者の特性に応じたものとなっているか。 | □適□不適 |
| ８　相談室 | （１）相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等が設けられているか。 | ・条例第16条第2項第7号 | □適□不適 |
| ９　廊下幅 | （１）廊下幅は1.5メートル以上となっているか。また、中廊下（廊下の両側に居室等利用者の日常生活に直接利用する設備のある廊下）にあっては、1.8メートル以上となっているか。 | ・条例第16条第2項第8号 | □適□不適 |
| （２）廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにされているか。 | □適□不適 |
| 10　認定指定障害者支援施設の設備 | （１）認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、１から９に規定する設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有しているか。 | ・条例第16条第3項 | □適□不適□該当なし |

第４　運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　内容及び手続の説明及び同意 | （１）利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）をパンフレット等で説明を行い、同意を得ているか（同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。）。 | ・条例第18条第1項 | □適□不適 |
| （２）利用契約をしたときは、利用者に対し、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付しているか。※社会福祉法第77条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。一　当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地二　当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容三　当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項四　その他厚生労働省令で定める事項２　社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。 | ・条例第18条第2項 | □適□不適 |
| ２　契約支給量等の報告等 | （１）施設障害福祉サービス提供及び変更に当たり、受給者証記載事項（設置者名及び施設の名称、サービス内容、契約支給量、契約日等）を受給者証に記載しているか。 | ・条例第19条第1項、第4項 | □適□不適 |
| （２）契約支給量の総量は、支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 | ・条例第19条第2項、第4項 | □適□不適 |
| （３）利用契約をしたとき、及び受給者証記載事項に変更があったときは、受給者証記載事項等を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | ・条例第19条第3項、第4項 | □適□不適 |
| ３　提供拒否の禁止 | （１）正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。※正当な理由①利用定員を超える申し込みがあった場合②入院治療が必要な場合③主たる対象とする障害の種類に該当せず、適切なサービスを提供することが困難である場合 | ・条例第20条 | □適□不適 |
| ４　連絡調整に対する協力 | （１）サービス利用の連絡調整に当たり、市町村又は相談支援事業者にできる限り協力しているか。 | ・条例第21条 | 　□適　□不適 |
| ５　サービス提供困難時の対応 | （１）通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスを提供することが困難な場合は、利用申込者に対し、他の施設や事業者を紹介する等の必要な措置を講じているか。 | ・条例第22条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他適切な情報の提供等の必要な措置を速やかに講じているか。 | ・条例第22条第2項 | □適□不適□該当なし |
| ６　受給資格の確認 | （１）サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定されたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | ・条例第23条 | □適□不適 |
| ７　介護給付費等の支給の申請に係る援助 | （１）支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに介護給付費等の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | ・条例第24条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）支給期間の終了に伴う介護給付費等の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っているか。 | ・条例第24条第2項 | □適□不適 |
| ８　心身の状況等の把握 | （１）サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | ・条例第25条 | □適□不適 |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | （１）サービスの提供に当たり、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第26条第1項 | □適□不適 |
| （２）サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第26条第2項 | □適□不適 |
| 10　身分を証する書類の携行 | （１）利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか。※身分証には指定事業所び名称及び従業者の氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能を記載するのが望ましい。 | ・条例第27条 | □適□不適□該当なし |
| 11　サービスの提供の記録 | （１）施設入所支援を受ける者以外に対して、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間数、利用者負担額等の伝達事項）をその都度記録しているか。 | ・条例第28条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 11　サービスの提供の記録 | （２）施設入所支援を受ける者に対して、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間数、利用者負担額等の伝達事項）を記録しているか。※後日一括して記録することも可能。 | ・条例第28条第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）（１）及び（２）の規定によるサービス提供の記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。 | ・条例第28条第3項 | □適□不適 |
| 12　利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）支給決定障害者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。※あいまいな名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められない。 | ・条例第29条第1項 | □適□不適 |
| （２）金銭の支払いを求める際に、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、支給決定障害者から同意を得ているか。※ただし、14の（１）及び（２）に掲げる支払については、この限りではない。 | ・条例第29条第2項 | □適□不適 |
| 13　「その他の日常生活費」と区分されるべき費用の取扱い | （１）事業所において、利用者の預り金を管理しているか。※「いいえ」の場合、下記（２）から（４）の項目は点検不要。 | ・平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 | □はい□いいえ |
| （２）事業所において、預かり金の出納管理に係る費用を徴収しているか。 | □はい□いいえ |
| （３）預かり金の出納管理に係る費用を徴収している場合、以下のとおり適正な出納管理が行われているか。①責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること。②適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること③利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること。 | □適□不適□該当なし |
| （４）預かり金の出納管理に係る費用を徴収している場合、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めているか。（例えば、預かり金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められない。） | □適□不適□該当なし |
| 14　利用者負担額等の受領 | （１）支給決定障害者等から利用者負担額を受領しているか。（負担額が生じる場合は必ず受領すること。） | ・条例第30条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 14　利用者負担額等の受領 | （２）法定代理受領を行わないサービスを提供した際に、厚生労働大臣が定める基準額を受領しているか。 | ・条例第30条第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）（１）及び（２）のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受けているか。①生活介護を行う場合ア　食事の提供に要する費用イ　創作的活動にかかる材料費ウ　日用品費エ　上記のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの②自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を行う場合ア　食事の提供に要する費用イ　日用品費ウ　上記のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの③施設入所支援を行う場合ア　食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、指定障害者支援施設における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設の設置者に支払われた場合は、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額）を限度とする。）イ　別に厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用ウ　被服費エ　日用品費オ　上記のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの※別に厚生労働大臣の定める基準…平18厚告第541号参照。 | ・条例第30条第3項・平18厚告第541号 | □適□不適□該当なし |
| （４）（１）から（３）の費用を受領した場合に、支給決定障害者等に対し領収書を交付しているか。 | ・条例第30条第5項 | □適□不適□該当なし |
| 15　利用者負担額に係る管理 | （１）支給決定障害者（施設入所支援を受けるものに限る。）が他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者に通知しているか。 | ・条例第31条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 15　利用者負担額に係る管理 | （２）支給決定障害者（施設入所支援を受けるものを除く。）の依頼を受けて、他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者に通知しているか。 | ・条例第31条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 16　介護給付費等の額に係る通知等 | （１）法定代理受領により市町村から介護給付費等を支給された場合、支給決定障害者に対しその額を通知しているか。 | ・条例第32条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しているか。 | ・条例第32条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 17　施設障害福祉サービスの取扱方針 | （１）個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | ・条例第33条第1項 | □適□不適 |
| （２）サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等（サービス内容や利用期間内の行事及び日課等も含む。）について、理解しやすいように説明しているか。 | ・条例第33条第2項 | □適□不適 |
| （３）従業者が（２）の方針に従い、適切に施設障害福祉サービスを提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行っているか。 | ・条例第33条第3項 | □適□不適 |
| （４）提供する施設障害福祉サービスの質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図っているか。 | ・条例第33条第4項 | □適□不適 |
| 18　個別支援計画の作成等 | （１）指定障害者支援施設の管理者により、サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画（以下、「個別支援計画」）の作成に関する業務を担当させているか。 | ・条例第34条第1項 | □適□不適 |
| （２）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | ・条例第34条第2項 | □適□不適 |
| （３）サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接の趣旨を十分に説明し理解を得た上で、利用者に面接をして行っているか。 | ・条例第34条第3項 | □適□不適 |
| 18　個別支援計画の作成等 | （４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、下記の事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。①利用者及びその家族の生活に対する意向②総合的な支援の方針③生活全般の質を向上させるための課題④サービスの目標及びその達成時期⑤サービスを提供する上での留意事項等⑥当該事業所が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携　等 | ・条例第34条第4項 | □適□不適 |
| （５）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について担当者等に意見を求めるための会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を開催しているか。 | ・条例第34条第5項 | □適□不適 |
| （６）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について、利用者又はその家族に対し内容を説明した上で文書により同意を得ているか。また、個別支援計画を作成した際は、計画を利用者に交付しているか。 | ・条例第34条第6項、第7項 | □適□不適 |
| （７）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行っているか。また、計画の変更があった場合、（１）から（６）に準じて取り扱っているか。 | ・条例第34条第8項、第10項 | □適□不適 |
| （８）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行い、特別の事情がない限り、定期的に利用者に面接し、モニタリング結果を記録しているか。 | ・条例第34条第9項 | □適□不適 |
| 19　サービス管理責任者の業務 | （１）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、下記の業務を行っているか。①利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行う。③他の従業者に対して、サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行う。 | ・条例第35条 | □適□不適 |
| 20　相談等 | （１）常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | ・条例第36条第1項 | □適□不適 |
| （２）利用者が、当該指定障害者施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。 | ・条例第36条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 21　介護 | （１）介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | ・条例第37条第1項 | □適□不適 |
| （２）施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しているか。 | ・条例第37条第2項 | □適□不適 |
| （３）生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。 | ・条例第37条第3項 | □適□不適 |
| （４）生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 | ・条例第37条第4項 | □適□不適 |
| （５）生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。 | ・条例第37条第5項 | □適□不適 |
| （６）常時（夜間も含む）一人以上の従業者を介護に従事させているか。 | ・条例第37条第6項 | □適□不適 |
| （７）利用者に対して、利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | ・条例第37条第7項 | □適□不適 |
| 22　訓練 | （１）利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 | ・条例第38条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者が有する運動、生産、生活等の能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 | ・条例第38条第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）常時一人以上の従業者を訓練に従事させているか。 | ・条例第38条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 22　訓練 | （４）利用者に対して、利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | ・条例第38条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 23　生産活動 | （１）生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。 | ・条例第39条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。 | ・条例第39条第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 | ・条例第39条第3項 | □適□不適□該当なし |
| （４）生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。 | ・条例第39条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 24　工賃の支払等 | （１）生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | ・条例第40条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしていないか。 | ・条例第40条第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。 | ・条例第40条第3項 | □適□不適□該当なし |
| （４）就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しているか。 | ・条例第40条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 25　実習の実施 | （１）就労移行支援の提供に当たっては、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。 | ・条例第41条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。 | ・条例第41条第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）（１）及び（２）の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。 | ・条例第41条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 26　求職活動の支援等の実施 | （１）就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。 | ・条例第42条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。 | ・条例第42条第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | ・条例第42条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 27　職場への定着のための支援の実施 | （１）就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。 | ・条例第43条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、（１）の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。 | ・条例第43条第3項 | □適□不適□該当なし |
| （３）就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 | ・条例第43条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 27　職場への定着のための支援の実施 | （４）就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、（３）の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | ・条例第43条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 28　就職状況の報告 | （１）就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を報告しているか。 | ・条例第44条 | □適□不適□該当なし |
| 29　食事 | （１）正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか（施設入所支援を提供する場合に限る）。※正当な理由①明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合②利用者の心身の状態から、明らかに適切でない食事の提供を求められた場合。 | ・条例第45条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得ているか。 | ・条例第45条第2項 | □適□不適 |
| （３）食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 | ・条例第45条第3項 | □適□不適 |
| （４）調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | ・条例第45条第4項 | □適□不適 |
| （５）食事の提供を行う場合であって、当該指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | ・条例第45条第5項 | □適□不適□該当なし |
| 30　社会生活上の便宜の供与等 | （１）適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 | ・条例第46条第1項 | □適□不適 |
| （２）利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。特に金銭にかかるものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はそのつど本人に確認を得ているか。 | ・条例第46条第2項 | □適□不適 |
| （３）常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | ・条例第46条第3項 | □適□不適 |
| 31　健康管理 | （１）常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | ・条例第47条第1項 | □適□不適 |
| （２）施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行っているか。 | ・条例第47条第2項 | □適□不適 |
| 32　緊急時等の対応 | （１）施設障害福祉サービスの提供を行っている場合に、利用者に病状の急変が生じたときその他必要があると認めたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | ・条例第48条第1項 | □適□不適 |
| （２）当該指定障害者支援施設の従業者による緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、医療機関との常時の連絡体制を確保するとともに、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行っているか。 | ・条例第48条第2項 | □適□不適 |
| 33　施設入所支援利用者の入院期間中の取扱 | （１）施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて入退院の手続等の適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。 | ・条例第49条 | □適□不適□該当なし |
| 34　給付金として支払を受けた金銭の管理 | （１）利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。①当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下、「利用者に係る金銭」）をその他の財産と区分すること。②利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。③利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。④当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。※厚生労働大臣が定める給付金…平23厚告第378号参照。 | ・条例第50条・平23厚告第378号 | □適□不適□該当なし |
| 35　支給決定障害者等に関する市町村への通知 | （１）支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を支給決定市町村に通知しているか。①偽りその他の不正な行為によって介護給付費等を受け、又は受けようとしたとき。②正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 | ・条例第51条 | □適□不適□該当なし |
| 36　管理者の業務 | （１）管理者は、従業者及び業務の一元的な管理を行っているか。また、従業者に条例に規定する運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。 | ・条例第52条 | □適□不適 |
| 37　運営規程 | （１）施設ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。①指定障害者支援施設の目的及び運営の方針②提供する施設障害福祉サービスの種類③従業者の職種、員数及び職務の内容④昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間⑤提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員⑥提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑦昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域⑧サービスの利用に当たっての留意事項⑨緊急時等における対応方法及び連絡体制⑩非常災害対策⑪提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑫虐待の防止のための措置に関する事項（責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施など）⑬その他運営に関する重要事項（事故発生時の対応等） | ・条例第53条 | □適□不適 |
| （２）運営規程を従業者及び利用者に周知しているか。 | ・条例第53条 | □適□不適 |
| 38　勤務体制の確保等 | （１）利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の日々の勤務時間、常勤又は非常勤の別、管理者との兼務の状況等を月ごとに示した勤務表の作成により、従業者の勤務の体制を定めているか。※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 | ・条例第54条第1項 | □適□不適 |
| （２）施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。※利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については第三者への委託等も可能。 | ・条例第54条第2項 | □適□不適 |
| （３）従業者の資質の向上のために、当該指定障害者支援施設の設置者以外の者が実施する研修等への従業者の参加の機会を確保ししているか。 | ・条例第54条第3項 | □適□不適 |
| （４）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を参照。 | ・条例第54条第4項 | □適□不適 |
| 39　業務継続計画の策定等 | （１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第54条の2第1項 | □適□不適 |
| （２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第54条の2第2項 | □適□不適 |
| （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第54条の2第3項 | □適□不適 |
| 40　定員の遵守 | （１）施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。※災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | ・条例第55条 | □適□不適 |
| 41　非常災害対策 | （１）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害（水害を含む。）に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に当該指定障害者支援施設の従業者及び利用者に周知しているか。※非常災害に関する具体的な計画：消防法施行規則に規定する消防計画（準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（消防計画のみを指すものではないことに注意すること）※詳細は、「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日障障発0909第1号）を参照。 | ・条例第56条第1条 | □適□不適 |
| （２）非常災害（水害を含む。）に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | ・条例第56条第2条 | □適□不適 |
| （３）（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | ・条例第56条第3条 | □適□不適 |
| 42　衛生管理等 | （１）利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | ・条例第57条第1項 | □適□不適 |
| 42　衛生管理等 | （２）施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備③従業者に対する感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第57条第2項 | □適□不適 |
| 43　協力医療機関 | （１）あらかじめ協力医療機関を定めているか。※施設から近距離にあることが望ましい（（２）も同様）。 | ・条例第58条第1項 | □適□不適 |
| （２）あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | ・条例第58条第2項 | □適□不適 |
| 44　掲示 | （１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他利用者申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しているか。※書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | ・条例第59条 | □適□不適 |
| 45　身体拘束の禁止 | （１）施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」）を行っていないか。※身体拘束等に関する取り扱いについては、厚生労働省HPに掲載している『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応手引き』を参照。 | ・条例第60条第1項 | □適□不適 |
| （２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。※本項目に規定されている事項が記録されていない場合、第6の７の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第60条第2項 | □適□不適 |
| 45　身体拘束の禁止 | （３）身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②身体拘束等の適正化のための指針の整備③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、第6の７の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第60条第3項 | □適□不適 |
| 46　秘密保持等 | （１）従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | ・条例第61条第1項 | □適□不適 |
| （２）従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。※一例として、従業者と雇用契約時に取り決めを行う等、なお、退職後も秘密は保持する必要がある。 | ・条例第61条第2項 | □適□不適 |
| （３）他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意（サービス提供開始時に包括的な同意を得ておくことで可）を得ているか。 | ・条例第61条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 47　情報の提供等 | （１）施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、当該指定障害者支援施設において実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | ・条例第62条第1項 | □適□不適 |
| （２）施設について、虚偽の又は誇大な広告をしていないか。 | ・条例第62条第2項 | □適□不適 |
| 48　利益供与等の禁止  | （１）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | ・条例第63条第1項 | □適□不適 |
| （２）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | ・条例第63条第2項 | □適□不適 |
| 49　苦情解決 | （１）提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（相談窓口、苦情解決体制の整備、運営規程への記載等）を講じ、当該措置の内容を周知しているか。 | ・条例第64条第1項 | □適□不適 |
| 49　苦情解決 | （２）（１）の苦情について、受付日、内容等を記録しているか。 | ・条例第64条第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）提供したサービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項及び第48条第1項の規定による報告、文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じているか。また、利用者又はその家族からの苦情に関して厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村等が行う調査に協力し、指導等があった場合は、必要な改善を行っているか。※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。第11条　（略）２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。第48条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 | ・条例第64条第3項、第4項、第5項 | □適□不適 |
| （４）市長等から求めがあった場合に、（３）の改善内容を報告しているか。 | ・条例第64条第6項 | □適□不適□該当なし |
| （５）運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力しているか。※社会福祉法第85条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。 | ・条例第64条第7項 | □適□不適□該当なし |
| 50　地域との連携等 | （１）運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | ・条例第65条 | □適□不適 |
| 51　事故発生時の対応 | （１）利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市、支給決定市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。※事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めて置くことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救急講習等を受講することが望ましい。 | ・条例第66条第1項 | □適□不適 |
| （２）（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | ・条例第66条第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | ・条例第66条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 52　虐待の防止 | （１）虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置 | ・条例第66条の2 | □適□不適 |
| 53　会計の区分 | （１）施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | ・条例第67条 | □適□不適 |
| 54　記録の整備 | （１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、少なくとも次の記録についてサービスを提供した日から5年間保存しているか。①11のサービス提供記録②個別支援計画③35の利用者（支給決定障害者等）に関する市町村への通知に係る記録④45（２）の身体拘束等に関する記録⑤49（２）の苦情の内容等の記録⑥51（２）の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | ・条例第68条 | □適□不適 |
| 55　電磁的記録等 | （１）電磁的記録による場合は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | ・条例第69条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）電磁的記録による場合は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者の障害の特性に配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）により行っているか。 | ・条例第69条第2項 | □適□不適□該当なし |

第５　変更の届出等

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　変更の申請 | （１）次の事項を変更しようとするとき、事前に市長に申請しているか。①施設障害福祉サービスの種類②定員（増加させる場合に限る） | ・法第39条第1項・法施行規則第34条の25 | □適□不適□該当なし |
| ２　変更の届出 | （１）次の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に市長に届け出ているか。また、事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届け出ているか。①施設の名称及び設置の場所②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）④建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要⑤施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥運営規程⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）⑧連携する公共職業安定所その他の機関（就労移行支援を行う場合のみ）⑨当該申請に係る事業に係る介護給付費等の請求に関する事項 | ・法第46条第1項・法施行規則第34条の26 | □適□不適□該当なし |

第６　介護給付費等の算定及び取扱い

**※以降は、施設入所支援サービスの報酬についての点検項目を掲載しています。**

**施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援Ｂ型）の報酬に係る点検に当たっては、該当する指定障害福祉サービス事業に係る自主点検表の「第６　介護給付費等の算定及び取扱い」のページを使用し、添付してください。**

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　介護給付費等基本的事項 | （１）「介護給付費等単位数表」に「厚生労働大臣が定める単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| （２）額の算定にあたって、端数処理（1円未満の端数は切捨て）を適切に行っているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| ２　施設入所支援サービス費 | （１）施設入所支援サービス費については、次の①から③までのいずれかに該当する利用者に対して、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員及び障害支援区分(障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあっては、「区分2以下」)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。①区分4（50歳以上の者にあっては、区分3）以上に該当する者②指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く）、指定就労移行支援又は指定就労継続支援Ｂ型（指定自立訓練等）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者③別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護を受ける者であって、区分3（50歳以上の者にあっては区分2）以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは指定就労継続支援Ａ型を受ける者※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号 第2号※地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位（指定施設入所支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第9の1の注1・平18厚告第556号第2号 | □適□不適□該当なし |
| （２）経過的施設入所支援サービス費については、平成24年3月31日において現に存していた旧指定知的障害児施設等に入所したもののうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者に対して、旧指定障害者支援施設基準の規定によりみなされた指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第9の1の注2 | □適□不適□該当なし |
| ３　定員超過利用減算 | （１）指定施設入所支援の利用者の数が次のイ又はロのいずれかに該当する場合、70/100を所定単位数（２　施設入所支援サービス費）に乗じて得た数を算定しているか。イ　過去3ヶ月間の利用者の数が利用定員の数に105/100を乗じて得た数を超える場合ロ　1日の利用者の数が次の①又は②に掲げる利用定員の区分に応じ、①又は②に定める場合に該当する場合①利用定員が50人以下　利用定員の数に110/100を乗じて得た数を超える場合②利用定員が51人以上　利用定員の数に、当該利用定員の数から50を控除した数に5/100を乗じて得た数に5を加えて得た数を超える場合 | ・平18厚告第523号別表第9の1の注3 | □適□不適□該当なし |
| ４　サービス提供職員欠如減算 | （１）第２の６（１）の生活支援員の員数を満たしていない場合、70/100（3ヶ月以上継続している場合は50/100）を所定単位数（２　施設入所支援サービス費）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の1の注3 | □適□不適□該当なし |
| ５　個別支援計画未作成減算 | （１）個別支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数（２　施設入所支援サービス費）に乗じて得た数を算定しているか。①個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合　70/100②個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合　50/100 | ・平18厚告第523号別表第9の1の注3 | □適□不適□該当なし |
| ６　管理栄養士又は栄養士が配置されていない又は常勤でない場合 | （１）指定障害者支援施設に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の1の注4 | □適□不適□該当なし |
| ７　身体拘束廃止等未実施減算 | （５）第４の45に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の1の注5 | □適□不適□該当なし |
| ８　夜勤職員配置体制加算 | （１）夜勤を行う職員として置くべき第２の６（１）の生活支援員の員数が次の①～③のいずれかに該当するものとして届け出た指定施設入所支援の単位において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、当該指定入所支援等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。①前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合　夜勤2人以上②前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合　夜勤3人以上③前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合　夜勤3人に前年度の利用者数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上※地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。 | ・平18厚告第523号別表第9の2の注 | □適□不適□該当なし |
| ９　重度障害者支援加算 | （１）重度障害者支援加算(Ⅰ)については、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者(指定生活介護を受ける者に限る。）の数の合計数の100分の20以上であって、第２に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして届け出た指定施設入所支援の単位において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の3の注1 | □適□不適□該当なし |
| （２）重度障害者支援加算(Ⅰ)が算定されている指定障害者支援施設において、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして届け出た指定施設入所支援の単位において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、さらに、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の3の注2 | □適□不適□該当なし |
| ９　重度障害者支援加算 | （３）重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次の①及び②のいずれにも該当するものとして届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が1人以上利用していること。②従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第551号第3号のハ(1)参照。 | ・平18厚告第523号別表第9の3の注3・平18厚告第551号第3号のハ(1) | □適□不適□該当なし |
| （４）（３）の重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設において、指定基準に掲げる人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置（加配対象者）しているものとして届け出た指定障害者支援施設において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（加配対象者に限らない）が、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第22号参照※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（加配対象者に限らない）1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第9の3の注4・平18厚告第543号第22号 | □適□不適□該当なし |
| （５）（４）の加算が算定されている指定障害者支援施設については、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、さらに1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の3の注5 | □適□不適□該当なし |
| 10　夜間看護体制加算 | （１）夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施等において、指定生活介護を受ける利用者に対して指定施設入所支援を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（９（１）の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして届け出た施設入所支援の単位において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の4の注 | □適□不適□該当なし |
| 11　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | （１）視覚障害者等である指定施設入所支援の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定施設入所支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、条例に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の4の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 12　入所時特別支援加算 | （１）新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の5の注 | □適□不適□該当なし |
| 13　入院・外泊時加算 | （１）入院・外泊時加算(Ⅰ)については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。（２）において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。※入院又は外泊の初日及び最終日は算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第9の6の注1 | □適□不適□該当なし |
| （２）入院・外泊時加算(Ⅱ)については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者（指定障害者支援施設に置くべき従業者をいう。９及び１０において同じ。）が、個別支援計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。※入院又は外泊の初日及び最終日は算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第9の6の注2 | □適□不適□該当なし |
| 14　入院時支援特別加算 | （１）家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の7の注 | □適□不適□該当なし |
| 15　地域移行加算 | （１）入所期間が1月を超えると見込まれる利用者（指定生活介護を受ける者に限る。）の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。※当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算できない。 | ・平18厚告第523号別表第9の8の注 | □適□不適□該当なし |
| 16　体験宿泊支援加算 | （１）運営規程において当該指定障害者支援施設が地域生活拠点等であることを定めているとして届け出た指定障害者支援施設に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の8の2の注・平18厚告第551号第3号のホ | □適□不適□該当なし |
| 17　地域生活移行個別支援特別加算 | （１）地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)については、次の①～⑤のいずれにも該当しているものとして届け出た指定施設入所支援の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。①第２の６（１）により置くべき生活支援員に加え、（２）の①又は②のいずれかに該当する利用者に対する生活支援員を配置することが可能であること。②社会福祉士又は精神保健福祉士公認心理士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制が確保されていること。③精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること（運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る）。④従業者に対し、医療保護法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること⑤保護観察所、更生保護所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整えられていること。 | ・平18厚告第523号別表第9の9の注1 | □適□不適□該当なし |
| （２）地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)については、（１）の地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)が算定されている指定障害者支援施設であって、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、指定施設入所支援の提供を行った場合に、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を加算しているか。①医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者②矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後3年を経過していない者 | ・平18厚告第523号別表第9の9の注2 | □適□不適□該当なし |
| 18　栄養マネジメント加算 | （１）次の①から④までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして届け出た指定障害者支援施設について、1日につき所定単位数を加算しているか。①常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。②入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。③入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。④入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。※詳細は「栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年4月6日障障発0406第1号）を参照。 | ・平18厚告第523号別表第9の10の注 | □適□不適□該当なし |
| 19　経口移行加算 | （１）指定障害者支援施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、による栄養管理及び視線が行われた場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算しているか。※18の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定できない。※経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。※詳細は「栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年4月6日障障発0406第1号）を参照。 | ・平18厚告第523号別表第9の11の注1、注2 | □適□不適□該当なし |
| 20　経口維持加算 | （１）経口維持加算(Ⅰ)については、指定障害者支援施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、接触機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごと、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、医師の指示を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。※18の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定できない。※19の経口移行加算を算定している場合は、算定できない。※経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。※詳細は「栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年4月6日障障発0406第1号）を参照。 | ・平18厚告第523号別表第9の12の注1 | □適□不適□該当なし |
| （２）経口維持加算(Ⅱ)については、協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、（１）の経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（第２の１（１）に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、１月につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の12の注2 | □適□不適□該当なし |
| 21　口腔衛生管理体制加算 | （１）当該指定障害者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されているとして届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。※詳細は「栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年4月6日障障発0406第1号）を参照。 | ・平18厚告第523号別表第9の12の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 22　口腔衛生管理加算 | （１）当該指定障害者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されているとして届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。②歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。③歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。※21の口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。※詳細は「栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年4月6日障障発0406第1号）を参照。 | ・平18厚告第523号別表第9の12の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 23　療養食加算 | （１）管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設において、疾病医療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第9の13の注 | □適□不適□該当なし |
| 24　福祉・介護職員処遇改善加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定障害者支援施設が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第25号参照 | ・平18厚告第523号別表第9の14の注・平18厚告第543号第25号 | □適□不適□該当なし |
| 25　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定障害者支援施設が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第26号参照 | ・平18厚告第523号別表第9の15の注・平18厚告第543号第26号 | □適□不適□該当なし |
| 26　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号 第26号の2参照 | ・平18厚告第523号別表第9の16の注・平18厚告第543号第26号の2 | □適□不適□該当なし |

第７　業務管理体制の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　業務管理体制の整備 | （１）業務管理体制を整備し、届出をしているか。①指定事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者→厚生労働大臣に届出②指定事業所等が１の指定都市に所在する事業者→指定都市の長に届出③指定事業所等が１の中核市に所在する事業者→中核市の長に届出④①～③以外の事業者→都道府県知事に届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所等の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 業務管理体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 |
|  |  | 業務執行状況の定期的な監査 |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 |
|  |  | 業務執行状況の監査方法の概要 |

 | ・法第51条の2第2項・法施行規則第34条の27、28 | □適□不適 |